

平成30年度指定居宅介護支援事業所集団指導	
平成30年9月11日(火) 午後3時30分～	資料1

平成30年度介護保険制度の主な改正点 について

南部町 健康福祉課

1. 平成 30 年度介護保険制度の主な改正点

※詳細は、「平成 30 年度介護保険制度改正のお知らせ」をご覧ください。

平成 30 年 4 月から

●利用者負担と介護保険料が変わりました

制度改定にともなって、サービスを利用したときの利用者負担と介護保険料が変わりました。

●合計所得金額の控除の扱いが一部変わりました

利用者負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護保険料の算定の基準となる「合計所得金額」について、土地・建物等の売却収入等の所得として取り扱わないことに改められ、「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」となりました。

●介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

介護療養型医療施設の転換施設として、介護医療院が創設されました。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

●「共生型サービス」が創設されました

高齢者や障がい児者が同じ事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。介護保険または障害福祉の事業所がもう一方の制度の許可指定を受けやすくなり、指定を受けた共生型サービス事業所では、65 歳になって介護保険を利用することになった障がい福祉サービスの利用者も、使い慣れた事業所で引き続きサービスが利用できます。

●介護保険の財源構成が変更されました

介護保険を運営する財源のうち、65 歳以上の方の負担割合は 23%に、40～64 歳の方の負担割合は 27%となりました。

平成 30 年 8 月から

●2 割負担の方のうち、特に所得の高い方の負担割合が 3 割になります

本人の合計所得金額が 220 万円以上で、同じ世帯にいる 65 歳以上の方の「年金収入 + その他の合計所得金額」が単身の場合 340 万円以上、2 人以上世帯の場合 463 万円以上の方は、サービスを利用した際の負担割合が 3 割となります。

●高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変更されます

現役並み所得者区分が細分化され、課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方と、課税所得 690 万円以上の方は、限度額が変更されます。

平成 30 年 10 月から

● 福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます

貸与商品の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。利用者に対して、全国平均貸与価格と事業者の貸与価格の両方の提示と、機能の説明が義務づけられます。（平成 30 年 4 月から価格帯の違う複数の商品の提示が義務づけられます）